

許可番号 03810073148

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県新居浜市多喜浜六丁目5番25号  
氏名 株式会社コメットクリーン  
代表取締役 石村 拓己

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

愛媛県西条保健所長 武方 誠二



許可の年月日  
許可の有効年月日

令和2年11月18日  
令和7年10月18日

### 1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬（積替え又は保管行為を含む。）

(産業廃棄物の種類)

燃え殻（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、廃油、廃酸、廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、「ガラスくず、コンクリートくず（作物の築改築又は除伐伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、がれき類、「廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」等の混合物（特定家庭用機器再商品化法対象物に限る。）」  
以上14種類

### 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

(所在地) 愛媛県新居浜市多喜浜6丁目76番39外

(面積) 50. 7 m<sup>2</sup>

(積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類)

①燃え殻②汚泥③廃プラスチック類④紙くず⑤木くず⑥繊維くず⑦金属くず⑧「廃プラスチック類、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」等の混合物」  
(廃蛍光管に限る。水銀使用製品産業廃棄物を含む。) ⑨「廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」等の混合物」、「廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」等の混合物（特定家庭用機器再商品化法対象物に限る。）」

(積替えのための保管上限)

①②各0. 2 m<sup>3</sup>③④⑥⑦各8. 1 m<sup>3</sup>⑤7. 7 m<sup>3</sup>⑧6. 8 m<sup>3</sup>⑨32.0 m<sup>3</sup>

(積み上げることのできる高さ) ⑨2. 0 m

### 3. 許可の条件

該当事項なし

(裏面へ続く)

(裏 面)

4. 許可の更新又は変更の状況

○当 初 許 可	平成 12 年 10 月 19 日
○当 初 許 可	平成 12 年 10 月 19 日
○更 新 許 可	平成 17 年 10 月 19 日
○変 更 許 可 (燃え殻、汚泥、木くず、金属くず 以上4種類の積替え保管行為の追加)	平成 22 年 5 月 26 日
○更 新 許 可	平成 22 年 10 月 29 日
○更 新 許 可	平成 27 年 11 月 4 日
○変 更 許 可	令和 2 年 1 月 14 日
(繊維くず、ゴムくず、「廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」等の混合物 (特定家庭用機器再商品化法対象物に限る。)」以上3種類の追加及び燃え殻(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、汚泥(水銀使用製品 産業廃棄物を含む。)、廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、繊維くず、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、 「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、ゴムくず、 がれき類、「廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」等の混合物(特定家庭用機 器再商品化法対象物に限る。)」以上9種類の保管行為の追加)	
○変 更 届 出 (保管施設の変更)	令和 2 年 3 月 30 日
○更 新 許 可	令和 2 年 11 月 18 日
○代 表 者 変 更 (旧: 石村 拓己)	令和 3 年 7 月 8 日
○代 表 者 変 更 (旧: 石村 スミ子)	令和 5 年 8 月 21 日

5. 松山市の区域内の積替え許可の有無 有 · 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 · 無